

# 町営住宅入居者募集



- 町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。
- ・町営住宅には【災害公営住宅】と【町営住宅】の2種類があります。
  - ・【災害公営住宅】に入居申し込みできる方は、東日本大震災により住宅を滅失（流失）した方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
  - ・【町営住宅】に入居申し込みできる方は月額所得が158,000円を超えない方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
  - ・募集期間は、9月1日(木)から13日(火)までです。
  - ・家賃は、部屋の広さや所得（入居者全員分）により異なります。
  - ・申込者数が、募集戸数を超える場合には、抽選となります。
  - ・入居可能予定日は、10月26日(水)です。

## ◇募集住宅 【災害公営住宅】

住宅名	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
町営入谷復興住宅	4DK(戸建)	1戸	4人以上
町営名足復興住宅	3DK(戸建)	1戸	3人以上
	4DK(戸建)	2戸	4人以上
町営伊里前復興住宅	2K	1戸	1人以上
	2DK(車いす住戸)	2戸	1人以上
	3DK	1戸	2人以上
	3DK(戸建)	3戸	4人以上
	3DK(戸建)(車いす住戸)	1戸	4人以上
	4DK(戸建)	2戸	6人以上

住宅名	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
町営戸倉復興住宅	2DK	3戸	1人以上
	2DK(車いす住戸)	2戸	1人以上
	3DK(戸建)	4戸	4人以上
	4DK(戸建)	2戸	6人以上

住宅名	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
町営志津川東復興住宅	2K	5戸	1人以上
	2DK	5戸	1人以上
	3DK	3戸	2人以上
	3DK(戸建)	2戸	4人以上
	4DK(戸建)	3戸	6人以上

## ◇募集住宅 【町営住宅】

住宅名	部屋タイプ	募集戸数
町営栞沢住宅	2K	1戸
町営峰畑住宅	2K	1戸

問い合わせ 建設課公営住宅管理係 ☎46-1377

# 日本語講座(秋期)の受講生を募集



ボランティア講師が日本語習得のサポートを行います。  
テキストでの学習や講師・参加者同士での会話を通して、皆さんと一緒に楽しく日本語を学びませんか？  
また、講師ボランティアに興味のある方のご参加もお待ちしています。

- ◇場 所 南三陸ポータルセンター
- ◇開催日時 9月2日(金)から10月21日(金)までの毎週金曜日、午後7時から9時まで  
※9月23日(金)は休講となります。
- ◇対 象 町内在住の外国人の方とご家族、ボランティアに興味がある方
- ◇その他 参加費無料

問い合わせ 国際交流協会事務局（企画課企画情報係内） ☎46-1371

# 新規学卒者雇用促進奨励金について

町では、新規学卒者を雇用した事業主を支援することにより、若年者の地元への定着及び雇用の拡大を図ることを目的に、事業主に対し、常用の労働者として6ヶ月以上雇用している新規学卒者1人の雇用につき、30万円の奨励金を支給します。

## ◇対象事業主

町内に事務所、店舗または工場を有する中小企業者で、雇用保険法の適用を受けている事業主（ただし、風俗営業等を営む者及び町税に滞納がある事業主を除く。）で、新規学卒者を常用の労働者（雇用期間の定めのない労働者又は1年以上の雇用が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間を30時間以上として雇用された労働者をいう。）として6ヶ月以上雇用している事業主。

※雇用に係る費用が他の補助金や融資等の対象となっている労働者は対象外となります。

※新規学卒者：中学校、高等学校、大学、専修学校及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する職業能力開発校の教育課程及び訓練課程を修了後3ヶ月以内に事業主に雇用され、その雇用された日から引き続き町内に住所を有する者であって、町内の中学校を卒業した者（ただし、事業主または取締役と2親等以内の親族関係にある者は除く。）

◇申請期限 新規学卒者を雇用した日から起算して6ヶ月を経過する日の翌月20日まで。

- ◇必要書類
- (1)雇用した新規学卒者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
  - (2)雇用した新規学卒者が直近に修了した学校の卒業証書の写しまたはこれに代わるもの
  - (3)雇用した新規学卒者の住民票の写し
  - (4)雇用した新規学卒者に係る雇用の日から申請書を町長に提出する日までの出勤簿の写しまたはこれに代わるもの
  - (5)申請書を町長に提出する日において納期が到来している町税（申請者が納税義務者である町税に限る。）の納税証明書
  - (6)交付申請書
- ※既に退職している場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

# 証明書等のコンビニ交付サービスについて

平成28年9月開始予定としておりましたが、証明書等のコンビニ交付サービスについて、準備作業等の遅れにより、サービスの提供開始を延期することといたしました。

提供開始日につきましては、別途お知らせいたします。

※サービスの詳細につきましては、次のとおりです。

## セキュリティ対策

- ①利用者の多いコンビニエンスストアでも、個人情報徹底的に守ります。
  - ・支払・受領等操作の全てをコンビニエンスストアに設置のマルチコピー機で行うため、他の人の目に触れません。
  - ・発行後は端末から音声やアラームでお知らせし、証明書の取り忘れを防止します。
  - ・専用の通信ネットワークを使用し、情報漏えいを防止します。
- ②証明書の両面に、高度な偽造・改ざん対策が施されています。

## サービス詳細

- ・お昼休みや夜間、休日でも、ご都合のよい時間に取得できます。
- ・電子証明書が記載されたマイナンバーカードを持参し、4桁の暗証番号を入力後、必要な証明書を選択するだけの簡単な操作で証明書を取得することができます。
- ◇サービス利用時間：午前6時30分から午後11時まで
- ◇発行可能証明書：住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書、課税証明書、所得証明書
- ◇利用料金：1部150円
- ※本サービスは、住民基本台帳カードでは利用できません。

※コンビニ交付サービスを利用するには、マイナンバーカードが必要です。

問い合わせ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373